

妊産婦交通費及び宿泊費助成事業のご案内

那智勝浦町では、妊婦健診・出産・1か月児健診を田辺市や尾鷲市等の医療機関で行わなければならない妊産婦さんに対して、令和4年3月受診分から、通院に係る経済的負担を少しでも軽減することを目的に「妊産婦交通費及び宿泊費助成事業」を行っています。

この事業は、妊婦健診・出産・1か月児健診に係る交通費及び宿泊費の一部を助成するものです。

1 対象者

妊婦健診・出産・1か月児健診時に、那智勝浦町に住民登録されている妊産婦

2 助成内容

対象となる交通費及び宿泊費は下記の金額及び回数の範囲を上限として助成します。

交通費		
妊婦健診 14 回、出産時 1 回、1か月児健診 1 回の合計 16 回分を助成		
田辺市及び尾鷲市	電車（往復）	5,000 円*
	自家用車（往復）	2,000 円
田辺市及び尾鷲市を超える地域	電車（往復）	10,000 円*
	自家用車（往復）	6,000 円

宿泊費	
妊産婦 1 名及び付添人 1 名につき、1泊 5,000 円*（10泊まで）を上限に助成	

※この金額を超えない場合は、実費分の助成となります。

3 申請手続き

- 【申請時期】 妊婦健診受診後・出産後・1か月児健診受診後
- 【申請期限】 出産日から3か月以内に申請してください。
- 【申請場所】 那智勝浦町役場1階 福祉課（5窓口）
- 【申請者】 助成対象者（妊産婦本人）または代理の方
- 【決定通知】 申請後支給決定を行い、支給決定後に決定通知を対象者に送付します。

4 申請に必要なもの

- 1 妊産婦交通費及び宿泊費助成金交付申請書兼請求書
(HPよりダウンロードできます。役場にもありますので、申請の際にお渡しすることも可能です。)
- 2 母子健康手帳
- 3 交通費に係る領収書（自家用車は除く）
- 4 宿泊費に係る領収書
- 5 妊産婦本人名義の銀行口座がわかるもの

【問い合わせ先】
那智勝浦町福祉課 子育て世代包括支援センター「はぐハグ」電話（0735）29-7215（直通）

（注）この事業は、新宮市立医療センターの分娩休止期間に限りません。